

民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	目的	一
2	定義	一
3	範囲及び実施	一
4	一般的義務	二
5	規制上の権限の保全及びセーフガード措置	二
6	連絡	二
7	透明性、規制に関する協力及び相互支援	二
8	安全性に関する情報の交換	二
9	執行活動における協力	二
10	データ及び情報の秘密性及び保護	二
11	両締約者の合同委員会	三
12	費用回収	三
13	他の協定及び従前の取決め	三
14	適用	三
15	第三国の参加	三

16	意見の相違についての協議及び解決	三
17	相互受入れの義務の停止	三
18	見出し	四
19	附属書	四
20	効力発生、暫定的適用、終了及び改正	四
21	正文	四
22	附属書一	四
三	協定の実施のための国内措置	五

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、平成二十八年（二千十六年）五月に欧州連合との間で民間航空の安全に関する協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致し、交渉を行った結果、令和元年（二千十九年）七月に協定案文について実質的な合意に達した。これを踏まえ、令和二年（二千二十年）六月二十二日にブリュッセルにおいて、我が方欧州連合日本政府代表部兒玉大使と先方欧州連合クロアチア政府代表部アンドラシッチ大使及びヴァレアン欧州委員会委員との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、高い水準の民間航空の安全等についての協力を促進するため、双方の航空当局による重複した検査、監督等を可能な限り省略することにより、航空機製造者等の負担を軽減することを主たる目的とする。

(2) この協定の締結により、効率的な安全監督に関する協力が強化されるとともに、航空分野を含む様々な面での欧州連合との間の協力関係が更に発展することが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十一箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書一から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 目的（第一条）

この協定の目的として、いずれかの締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書の相互受入れを可能にすること等を規定している。

2 定義（第二条）

「認定機関」、「証明書」、「民間航空製品」、「権限のある当局」、「適合性認定」、「技術機関」等の用語を定義している。

3 範囲及び実施（第三条）

この協定に基づく協力の範囲となる分野について規定するとともに、それぞれの民間航空に関する基準等が十分に同等の水準の安

全性を確保していることに合意する場合には、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を定める個別の附属書を作成すること等を規定している。

4 一般的義務（第四条）

各締約者は、附属書に定める条件に従い、他方の締約者の権限のある当局又は認定機関が行う適合性認定及びこれらの機関が交付する証明書を受け入れること等を規定している。

5 規制上の権限の保全及びセーフガード措置（第五条）

この協定のいかなる規定も、締約者の立法上、規制上及び行政上の措置により、当該締約者が安全性及び環境のために適当と認める保護の水準を決定する権限等を制限するものと解してはならないこと等を規定している。

6 連絡（第六条）

両締約者は、この協定の実施に関する連絡のための連絡部局を指定し、及び相互に通報すること等を規定している。

7 透明性、規制に関する協力及び相互支援（第七条）

各締約者は、この協定に関連する自己の法令及びその重要な変更について他方の締約者が随時通報を受けることを確保すること等を規定している。

8 安全性に関する情報の交換（第八条）

両締約者は、第十条の規定の適用を妨げることなく、かつ、自己の関係法令に従い、附属書の対象となる民間航空製品等に関連する事故等に関する情報であって自己の技術機関が利用可能なものを相互に提供すること等を規定している。

9 執行活動における協力（第九条）

両締約者は、要請がある場合には、関係法令及び必要とされる資源の利用可能性に従い、この協定の対象となる法令に対する違反の疑いについての調査又は執行活動における相互の協力及び支援を提供すること等を規定している。

10 データ及び情報の秘密性及び保護（第十条）

各締約者は、自己の法令に従い、この協定に基づいて他方の締約者から受領したデータ及び情報の秘密性を保持すること等を規定

している。

11 両締約者の合同委員会（第十一条）

この協定の効果的な実施について責任を負う機関として、各締約者の代表で構成する合同委員会を設置すること等を規定している。

12 費用回収（第十二条）

各締約者は、締約者又はその技術機関が課する手数料又は課徴金が、公正かつ合理的で提供されたサービスに応じたものであること等を確保するよう努めることを規定している。

13 他の協定及び従前の取決め（第十三条）

この協定は、その効力発生の後は、第三条の規定に従って実施されるこの協定の対象となる事項に関し、航空の安全に関する日本国と欧州連合構成国との間の二国間の協定又は取決めに優先すること等を規定している。

14 適用（第十四条）

この協定は、附属書に別段の定めがある場合を除くほか、民間航空に関する両締約者のそれぞれの規制上の制度について適用することを規定している。

15 第三国の参加（第十五条）

第十一条の規定によって設置される合同委員会は、適当な場合には、第三国の参加のための条件及び手続を検討することができること等を規定している。

16 意見の相違についての協議及び解決（第十六条）

両締約者は、この協定の解釈又は適用についての両締約者間の意見の相違を両締約者間の協議によって解決するためにあらゆる努力を払うこと等を規定している。

17 相互受入れの義務の停止（第十七条）

一方の締約者は、他方の締約者がこの協定に基づく義務に対する重大な違反を行った場合には、第四条1の規定に基づく受入れの

義務の全部又は一部を停止する権利を有すること等を規定している。

18 見出し（第十八条）

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではないことを規定している。

19 附属書（第十九条）

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成すものであること等を規定している。

20 効力発生、暫定的適用、終了及び改正（第二十条）

この協定の効力発生、暫定的適用、終了及び改正について規定している。

21 正文（第二十一条）

この協定は、ひとしく正文である日本語、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成したこと並びに解釈に相違がある場合には英文によることを規定している。

22 附属書一（第一条から第三十二条まで）

- (1) 附属書一は、協定第三条２の規定に基づき、適合性認定及び証明書の相互受入れのための条件及び方法を記述するものとして、耐空証明書、環境証明書、設計証明書及び製造証明書に関する分野における協力の実施のために作成すること等を規定している。
- (2) 附属書一の効果的な実施について責任を負う技術的な調整機関として証明監督理事会を設置すること等を規定している。
- (3) 設計証明、製造証明及び輸出証明書に関する権限のある当局について並びに両技術機関が証明監督理事会を通じて技術実施手続を作成すること等を規定している。
- (4) 設計証明、製造証明及び輸出証明書について規定している。
- (5) 適合性認定及び証明書の受入れのための資格要件並びに権限のある当局の継続的な資格審査について規定している。

三

(6) 連絡、技術的な協議並びに証明における支援及び継続的な耐空性のための監督活動における支援について規定している。
協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び特別の予算措置を必要としない。

